

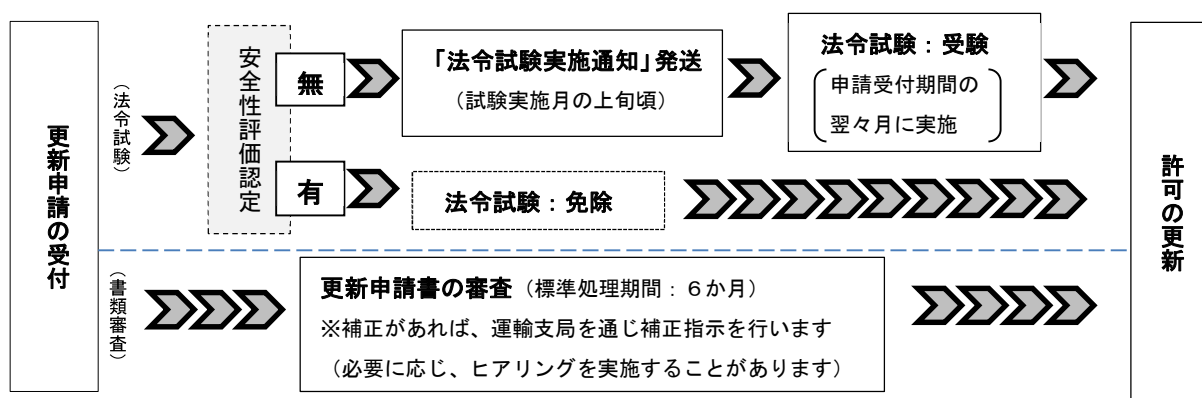
令和7年度における更新申請手続きスケジュールについて

標記について、一般貸切旅客自動車運送事業の許可の更新手続きは、下記の通り予定しておりますのでお知らせします。

記

1. 申請受付期間・法令試験実施日

(1) 更新許可までのイメージ



(2) 申請・初回試験のスケジュール

許可の有効期間の満了日	申請時期 (受付期間)	試験日時		試験会場
令和7年4月1日 ～令和7年6月30日	令和7年2月3日(月)～ 2月28日(金)	令和7年4月21日(月)	受付時間 13:30～ 13:50 試験時間 14:00～ 14:45	中部運輸局 (予定) ※3
令和7年7月1日 ～令和7年9月30日	令和7年5月1日(木)～ 5月30日(金)	令和7年7月16日(水)		
令和7年10月1日 ～令和7年12月31日	令和7年8月1日(金)～ 8月29日(金)	令和7年10月20日(月)		
令和8年1月1日 ～令和8年3月31日	令和7年11月4日(火)～ 11月28日(金)	令和8年1月19日(月)		

- ※1 申請場所は、主たる事務所を管轄する各運輸支局 輸送・監査担当になります。
- ※2 試験対象者は、**代表権を有する常勤役員**です。
- ※3 上記の試験日時の日程は予定であり、会場の都合等により変更になる可能性がございます。正式な実施日時・試験会場は更新許可申請書受付後に電子メールで送付する「法令試験の実施について」にてご確認ください。
- ※4 合否の判定及び通知は、試験終了後に行います。
- ※5 法令試験が不合格となった場合は、再試験を1回に限り受験することができます。その場合、別途再試験の日程(原則初回試験日の翌月)を指定して通知します。
- ※6 法令試験の再試験が不合格となった場合は、平成24年4月13日国土交通省告示第454号第2条第1号に規定する「基礎講習」を修了するごとに、試験の機会が1回与えられます。
- ※7 再試験不合格の日から1年を経過する日までに合格しない場合は、不許可処分とします。
- ※8 法令試験の試験実施日時点において公益社団法人日本バス協会の実施する貸切バス事業者安全性評価認定制度において一つ星以上を取得している事業者は、法令試験は免除となります。

2. 申請書の審査期間及び補正について

- ・ 更新の許可申請の審査期間（標準処理期間）：6か月（標準処理期間には、補正に要した期間は含まれません）。
- ・ 補正が求められた後、正当な理由なく長期間にわたり補正書類の提出がされない場合は「平成28年11月30日付中運局公示第80号 一般貸切旅客自動車運送事業の監査方針について」に基づく監査の対象となることがあります。

3. 問い合わせ先

◆法令試験に関すること

中部運輸局 自動車交通部 旅客第一課 ☎ 052-952-8035

◆更新申請書の提出に関すること

愛知運輸支局 輸送・監査担当 ☎ 052-351-5312

三重運輸支局 輸送・監査担当 ☎059-234-8411

静岡運輸支局 輸送・監査担当 ☎ 054-261-2898

福井運輸支局 輸送・監査担当 ☎0776-34-1602

岐阜運輸支局 輸送・監査担当 ☎ 058-279-3714

【参考】試験会場地図

○名古屋合同庁舎第1号館（中部運輸局）

住 所：愛知県名古屋市中区三の丸2-2-1

アクセス：名古屋市営地下鉄名城線「名古屋城駅」5番出口より徒歩1分

※駐車場は試験時間帯前後に大変混雑します。公共交通機関をご利用ください。

